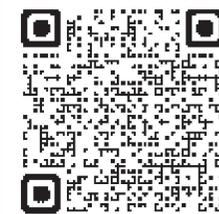


国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者（裏面参照）の皆様から**原則として、以下の行為を受けることが禁止されています**。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし（接待）
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



審査会HPはコチラ→

※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。
詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページを御覧ください。

利害関係があるとは・・・

あなたが、国家公務員が行う以下の事務の相手方である場合は、あなたは「利害関係者」です。

- ◆ 事業所管
- ◆ 許認可
- ◆ 補助金交付
- ◆ 立入検査、監査、監察
- ◆ 不利益処分や行政指導
- ◆ 契約 など

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

※事業者には、法人のほか国や地方公共団体などの団体や個人事業者も含まれます。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は・・・



公務員倫理ホットライン (国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

メールアドレス: rinrimail@jinji.go.jp

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けることがないように万全を期しています。
なお、匿名での通報も可能です。

公務員倫理ホットライン

検索



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和6年3月 国家公務員倫理審査会作成

◆今年度の標語の作者は、海上保安庁 第一管区海上保安本部総務部人事課 泉水 雅滋さんです。

おもてなし

その気持ちだけ

いただきます

お



国家公務員倫理啓発活動

国家公務員と関わりのある**事業者**の皆さまへ
～倫理の保持に御協力ください～



利害関係のある事業者の皆さまとの間で
主に次の行為が「**禁止**」されています。

- 金銭や物品の**贈与**
- 酒食等のもてなし（**接待**）
- 車で送迎など、**無償のサービス提供**をすることなど

公務員倫理に関するアンケートにご協力ください!

そのほか詳細はこちら!



<https://forms.office.com/r/nBxirsicEa>
(Microsoft公式フォームへのリンク(短縮URLを利用))



<https://www.jinji.go.jp/rinri/kokumin.html>

公務員倫理
ホットライン
(相談・通報窓口)

公務員倫理ホットライン



<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho.html>

匿名による通報やメール・郵送による通報も受け付けています。

国家公務員倫理審査会

(令和7年12月)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和7年12月

事業者等の皆様へ

四国森林管理局

事業者等の皆様との飲食について

農林水産省では、事業者等の皆様との飲食において省独自のルールを定め、その徹底を図ることにより、国家公務員の職務における倫理の保持と、関係団体との良好な関係の維持に努めることとしています。

農林水産省職員は、事業者等の皆様と飲食を共にする場合、次のとおり対応することとしておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

- 1 農林水産省の職員は、飲食代の支払い処理を率先して行います。
- 2 農林水産省の職員は、利害関係者の皆様と飲食を共にする場合には、自己の飲食に要した費用を自己負担したことが証明できる書類の写しを添付して倫理管理官補佐に届出を行うとともに、当該書類を保管します。
- 3 農林水産省の職員は、利害関係者以外の皆様と飲食を共にする場合であっても、節度を持って行うこととし、自己の飲食に要した費用は自己負担することを心がけます。

【自己の飲食に要した費用を自己負担したことが証明できる書類の例】

(例1)

- ・ 飲食店が発行する総額の領収書又はクレジットカードの支払証明書
- ・ 総額の支払いを行った者が発行する自己負担分に係る領収書
- ・ 参加者の人数及び氏名等を記録したメモ

(例2)

- ・ 飲食店が個人宛の領収書を発行する場合は、利害関係者を含む全員分の領収書の写し
- ・ 参加者の人数及び氏名等を記録したメモ

(例3)

- ・ 会議後の懇親会等で、個人宛の領収書が発行されない場合に、主催者が作成した、経費の総額、出席人員、各職員の自己負担額を記載した経費計算書

以上